

佐世保工業高等専門学校における高等専門学校制度創設60周年記念ロゴマークに関する規程

(令和4年5月12日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、佐世保工業高等専門学校（以下「本校」という。）が使用する「高等専門学校制度創設60周年記念ロゴマーク」（以下「ロゴマーク」という。）の制式及び彩色並びに必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマーク)

第2条 ロゴマークは、別図のとおりとする。

(使用者)

第3条 ロゴマークを使用することができる者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 本校
- 二 本校の教職員
- 三 本校の学生
- 四 本校の支援団体（佐世保工業高等専門学校後援会、佐世保工業高等専門学校同窓会を含む。）
- 五 本校が使用を認めた者

(使用範囲)

第4条 ロゴマークの使用範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 60周年記念事業で本校が作成・発行する印刷物（ホームページを含む。）、便箋、封筒、広報活動に用いるもの
- 二 本校の教職員の名刺
- 三 校長が適当と認めて許可したもの

(使用者の遵守事項)

第5条 ロゴマークの使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 ロゴマークの形状は、改変してはならない。ただし、ロゴマークに本校名称等を組み合わせ用いることができる。
- 二 ロゴマークの色は、別図で定める色とする。ただし、校長が認めた場合はこれ以外の色を使用することができる。
- 三 ロゴマークの使用に当たって、本校の品位及び尊厳を損なうことがあってはならない。

(申請及び担当課)

第6条 ロゴマークを使用しようとする者は、所定の申請書（別紙様式1）を総務課総務企画係へ提出して、校長の許可（別紙様式2）を得なければならない。

- 2 前項にかかわらず、第3条第一号及び第二号に該当する場合は、手続きを要しない。
- 3 第1項の使用申請及び許可業務並びにロゴマークの使用に関する事務は、総務課総務

企画係で処理する。

(第三者使用の禁止)

第7条 ロゴマークを使用する者は、本校の同意なしに第三者に使用させてはならない。

(使用許可の取消し等)

第8条 校長は、当該ロゴマークの使用目的又は使用方法等が適当でないと認めたときは、使用の許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。

附 則

この規程は、令和4年5月12日から施行し、令和4年3月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和4年7月1日から施行する。